

○東京情報大学学生会館使用要領

制 定 平成 14 年 9 月 10 日
最近改正 平成 31 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 東京情報大学学生会館（以下「会館」という。）の使用に関し、この要領で必要な事項を定める。

(使用者)

第 2 条 会館を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学学生，研究生，科目等履修生
- (2) 本学教職員
- (3) あらかじめ願い出て学生部長が許可した者

(管理)

第 3 条 会館の管理責任者は学生教務課長とし、使用者はその指示に従うものとする。

(使用時間)

第 4 条 会館の使用時間は、原則として午前 8 時から午後 10 時までとする。ただし、大学の長期休業中の使用時間については、その都度学生部長の指示に従うこととする。

(時間外及び休業日の使用)

第 5 条 前条による使用時間外及び大学の休業日に会館を使用する場合は、あらかじめ願い出て学生部長の許可を得るものとする。

(禁止行為)

第 6 条 会館内では、次の各号を禁止行為とする。

- (1) 施設，機器，備品等の改造又は変造
- (2) 火気及び危険物の持ち込み
- (3) 飲酒及び指定場所以外の喫煙
- (4) 会館内で使用する鍵の転貸，学外への持ち出し及び複製
- (5) その他安全管理上危険と思われる行為

(館内施設の使用)

第 7 条 次の館内施設の使用に関しては、各々別に定める。

- (1) 部室及び同好会室
- (2) 共用施設（多目的ホール，和室，会議室，コミュニケーションルーム，ミーティング室）

(秩序の維持)

第 8 条 使用にあたっては、防災及び防犯に留意するとともに、使用施設はもとより会館全体の美化を心がけ、秩序の維持にあたらなければならない。

(損害の賠償)

第 9 条 故意又は重大な過失により会館内の施設，機器，備品等に損害を与えた者に対しては、賠償を求めることができるものとする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、会館の使用に関し必要な事項については、学生部委員会で審議のうえ学生部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 9 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。